

令和6年度からの加算などに関する情報

- ・本資料は令和6年3月開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料や最新情報より情報収集したものです。
- ・加算などの情報を全て記載したものではありません。多くの介護事業に影響があるものを一部抽出しています。

①介護職員等処遇改善加算等に関する変更について

○介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。

社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）より

○4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化に当たっては、事業者の負担軽減及び一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和6年4月及び5月の間に限り、旧3加算の要件の一部を新加算と同程度に緩和することとし、令和6年4月及び5月分の旧3加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書及び実績報告書をそれぞれ一体の様式となります。様式については、厚生労働省HPに掲載されています。（犬山市HPにも掲載予定）

○加算の算定要件について、経過措置として月額賃金改善要件及び職場環境等要件の見直し、キャリアパス要件については、一部条件付きで令和6年度中は猶予期間があるため確認してください。

説明については厚生労働省

HP(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)

をご覧ください。特に事業者向けリーフレットが情報が集約されています。

「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上がります

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。（6年度末まで経過措置期間）

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
なし	有	16.1%	
	なし	13.7%	
II	I	有	18.7%
		なし	16.3%
	II	有	16.6%
		なし	14.2%
なし	有	12.4%	
	なし	10.0%	
III	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
なし	有	7.9%	
	なし	5.5%	



要件を再編・統合 & 加算率引き上げ

令和6年6月から

介護職員等処遇改善加算（新加算）	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

※加算率は全て訪問介護の例

+新加算V

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



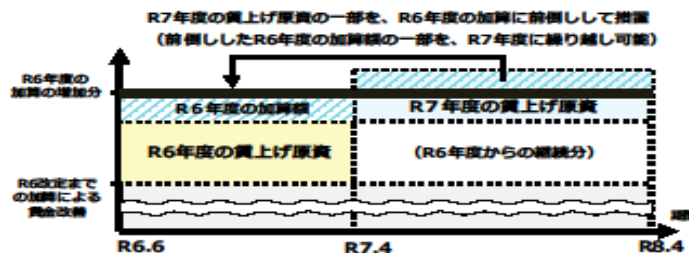
令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)～V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。
(加算率22.1%～7.6%)

- 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等と組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いします。



今般の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして賃上げいただくことも可能。前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度内に繰り越して賃金改善に充てることも可。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



②介護報酬改定に伴う加算について (処遇改善加算以外)

令和6年度の報酬改定に伴い新たな加算の追加や廃止が行われます。

- ・ 4月から新たな加算を取得したい場合
- ・ 既存の加算についても算定要件の変化により変更な場合
- ・ 後述のBCPなどの未実施減算から外れたい場合 など

WAMNET：介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その4）

Ⅰ－資料6及びⅡ－資料5を参照）

処遇改善加算以外の新年度の加算、減算について4月から実施する場合は算定条件等を確認の上、犬山市で指定を受けている事業所については4月1日までに届出を実施してください。

③業務継続計画未策定の場合の減算導入

業務継続計画未実施減算が導入されます。

- 施設・居住系サービス所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
- その他のサービス所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用されません。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用されません。

令和6年3月高齢者支援課課長会議資料より

④居宅介護支援事業者が市町村から直接指定を受け行えるようになる介護予防支援

令和6年4月1日から介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定を受けている事業者が、介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となります。

※指定介護予防支援事業者の指定を受けなくても、引き続き地域包括支援センターからの委託を受ければ介護予防支援の実施は可能です。

ただし、要支援者のプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント(総合事業)」がありますが、指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみです。(地域包括支援センターから委託を受ければ引き続き実施可能。)

そのため、「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」へと変更になる場合は、地域包括支援センターと利用者との契約及び地域包括支援センターと事業所との委託契約が必要になりますのでご注意ください。

(参考)介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを往復する場合の想定

Q.利用者様 (A)が、令和6年4月は通所相当サービスと介護予防福祉用具貸与を利用しており、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所(犬山市指定)として担当していたが、令和6年5月は介護予防福祉用具貸与の利用をキャンセルし、さらに令和6年6月に再び介護予防福祉用具貸与を利用した場合どうすればよいか？

A.5月分は、地域包括支援センターが担当することになるため、この場合、4月分、5月分、6月分のそれぞれにおいて居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出と利用者との契約が必要となります。

（指定介護予防支援事業所は4月分・6月分、地域包括支援センターは5月分）